



## 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

### 募集期間

2020年4月1日から2020年9月30日まで

### 目的

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、支給対象となる事業主や助成率など、多くの拡充措置が図られていますので、詳細な要件などについては、ガイドブックやFAQでご確認ください。

### 支援内容

#### ▼助成額

(平均賃金額※) × 休業手当等の支払率) × 下表の助成率 (1人1日あたり15,000円が上限)

※平均賃金額の算定について、一定規模以下の事業所は簡略化する特例措置を実施する予定です。

区分	大企業	中小企業 ※1
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3	4/5
解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主	3/4	10/10

※1 中小企業とは、以下の要件に該当する企業をいいます。

- ・小売業（飲食店を含む）：資本金5,000万円以下 または従業員 50 人以下
- ・サービス業：資本金5,000万円以下 または従業員 100 人以下
- ・卸売業：資本金 1 億円以下 または従業員 100 人以下
- ・その他の業種：資本金 3 億円以下 または従業員 300 人以下

### 対象者の詳細

#### ▼支給対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置は、以下の条件を満たす事業主が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
  2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
- ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

#### ▼助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが助成対象です。

学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります。

### お問い合わせ

- ・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）
- ・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999  
受付時間 9:00～21:00  
(土日・祝日含む)
- ・厚生労働省公式LINEアカウント  
→ 友だち追加用リンク <https://lin.ee/qZZlxWA>  
「情報を探す」 → 「雇用調整助成金の特例措置」から各種メニューをご覧ください

## 担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会  
担当：橋本  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金